

自治会集会所整備事業費補助制度について

主な変更点

国、県又は本市の補助金等との併用が可能となりました。ただし、他の補助金等と併用する場合、他の補助金等の交付を受ける経費は本補助金の補助対象経費から除外します。

1 趣旨（要綱第1条）

地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、誰もが安全かつ円滑に利用することができる集会所の整備を行う自治会等に対し、予算の範囲内において交付するものです。

2 種別及び補助額等（要綱第2条・6条）

種別	定義	補助率	補助限度額
A 新築	新たに集会所を造ること。	対象経費の 1/3 以内	1,000 万円
B 増築	既存の集会所の延べ床面積を原則として 10 m ² 以上増加させること。	対象経費の 1/3 以内	350 万円
C 改修	既存の集会所の一部を除去し、又は災害等によりこれらの一部が滅失した後、これと規模及び構造の著しく異なるものを造ること。 *ランク I に該当しない耐震補強工事を含む	対象経費の 1/3 以内	350 万円
D 購入	既存の建物又はその部分を新たに集会所として有償で取得すること。	対象経費の 1/3 以内	1,000 万円
E 新築 (津波避難ビル機能)	要綱第2条第3号に掲げる条件を備えた津波避難ビル機能を持つ集会所を新たに造ること。	対象経費の 1/2 以内	3,000 万円
F 耐震補強 (ランク I)	要綱第2条第9号に掲げる条件を備えた既存集会所の耐震補強を実施すること。	対象経費の 1/3 以内	400 万円

3 対象事業・経費（要綱第4条・5条）

種別	項目
A 新築	○ 基礎工事及び本体工事に要する経費
B 増築	○ 内外装工事に要する経費
C 改修	○ 給排水衛生設備工事に要する経費
E 新築 (津波避難ビル機能)	○ 電気ガス設備工事に要する経費 ○ 空調設備工事に要する経費
F 耐震補強 (ランク I)	○ 警報装置工事及び消火設備工事に要する経費 ○ 耐震補強（ランク I にするもの以外のものを含む）に要する経費
D 購入	○ 既存の建物又はその部分の購入に要する経費 ○ 購入した建物又はその部分への前号に掲げる整備に要する経費

※補助対象は、1自治会等につき1集会所とし、対象事業は1集会所につき1件。

※購入を除く整備における施工業者の決定について、3者以上から見積書を徴収すること。

